

議事概要

藤沢市政策会議を次のとおり開催した。

会議名	令和元年度第9回政策会議
開催日	2019年（令和元年）10月10日（木）8：30～10：47
場 所	本庁舎6階 庁議室
出席者	鈴木市長，小野副市長，宮治副市長，平岩教育長 （政策会議委員） 総務部長，企画政策部長，財務部長，防災安全部長，市民自治部長，生涯学習部長，福祉健康部長，保健所長，子ども青少年部長，環境部長，経済部長，計画建築部長，都市整備部長，道路河川部長，下水道部長，市民病院事務局長，消防局長，教育次長，教育部長，議会事務局長（欠席），監査事務局長，農業委員会事務局長，選挙管理委員会事務局長（欠席）
議 事	（1）議題（審議事項） 1 令和2年度人事異動の基本方針（総務部） 2 令和元年度12月補正予算編成について（財務部） （2）報告・情報提供等 ア 市議会からの意見・要望等への対応について（企画政策部） イ 藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針（企画政策部） ウ 風水害時における配備体制の見直しについて（防災安全部） エ 台風第19号接近に伴う対応について（防災安全部） オ 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の本市の対応について（防災安全部） カ 令和元年度 市民と市長との意見交換について（市民自治部） キ ふじさわ下水道フェア2019の開催について（下水道部）
内 容	1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 （1）議題（審議事項） 1 令和2年度人事異動の基本方針 （説明者：総務部長） □総務部長から，資料に基づき概要説明が行われた。 《内容》 令和2年度の人事異動に向けての基本方針，事務手続きについて報告するもの。

<p>内 容</p>	<p>《主な意見等》</p> <p>○資料1 ページの1の(4) 管理職数の抑制と補職構成の見直しについては、想定はあるか。昨年度は、職員課長と年明けから調整だった。課長補佐のポストを主査のポストにするのもなかなか難しく、職員の納得を得るのに苦労し、もう少し早く調整したかった。管理職を何人担当に変えるかなどの想定があるのか。</p> <p>⇒特に想定はない。今後の各局部長との調整の中で行う。担当にしたい場合など、これくらい減らしたいといったことはない。総合的に調整する。</p> <p>○資料2 ページの7の人事評価の給与への反映について、全職員への実施に向けて、準備しているとあるが、具体的にはいつ頃か。</p> <p>⇒昨年と記載内容は同じである。現在、全職員への実施に向けては段階的に行っている。来年度までは課長級までの反映である。その後は、検証を踏まえて、課長補佐級への拡大を検討しているところである。最終的には、全職員に拡大していくことを考えており、全体像を捉えた記載ぶりとなっているが、実際の反映方法は、これまでの説明のとおり段階的に行っていくものである。</p> <p>○人事評価が給与反映されないと、何故管理職だけやっているのかということになる。頑張っている担当者のモチベーションが下がるのではないか。</p> <p>⇒現在の検証結果や職員の人事評価の給与反映に係る理解の浸透状況を踏まえ進めていくものと考えている。</p> <p>○専任職制度については、以前、異動したくないから専任職制度を利用している職員がいるのではないかという意見があったが、その後のような職を専任職とするのか検討を行ったのか。</p> <p>⇒まず技術職については専門職としてではなく、本来業務として見直している。また、夏頃に各部局に見直しをお願いし、その内容を踏まえ毎年見直しをしている。異動したくないから専任職制度を利用している職員がいるのかということについては、職員課としては、そのような捉え方はしていない。専任職としてモチベーションを持って業務に従事していると認識している。</p> <p>○専任職制度の職種については、増減など、リストの加除があるのか。また、その職種が専任職でよいかどうかの判断は、原課の意見等ということか。</p> <p>⇒新規に各課から提案等があったものは、職員課においても協議する。</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>○資料2 ページの3 職員派遣，人事交流については，時代なども変わってきている。特に行政のデジタル化が進むなかで，関連する民間企業に派遣するとか，行政が目指す方向性に合致したところと人事交流を実施するとか，積極的に検討していただきたい。</p> <p>⇒ご指摘のとおりであるが，一方で職員派遣や人事交流については，希望者を確保するのが難しい状況もある。国などに派遣された経験をどう生かして，業務に繋げていくかなど，派遣することが，これから行こうとする職員には魅力のある派遣であることを見せていかなければいけないと感じている。国からの迅速な情報収集や企業ならではの体験など，本市の行政を運営していくうえで貴重な経験となることから，積極的に職員から手が上がる仕組みとなるよう，総務部としても努力していきたいと考えている。</p> <p>《結果》 了承。</p> <p>2 令和元年度1 2月補正予算編成について (説明者：財務部長)</p> <p>□財務部長から，資料に基づき概要説明が行われた。</p> <p>《内容》 令和元年度1 2月補正予算の編成に当たり，補正予算編成方針について報告するもの。 (※財務部長から次のとおり口頭説明あり。資料なし。)</p> <p>○台風1 5号関連の予算措置については，9月議会で対応したが積み残しもあり，1 2月補正における対応も検討しているものである。各部局において再確認いただきたい。</p> <p>○建設工事の債務負担行為は，目的としては発注を年間で平準化することであるが，市議会や関係団体などから，平準化のために債務負担行為を活用するよう意見や要望がでている。債務負担行為の設定が可能な事業があるかどうか，道路舗装以外にも，幅広く検討いただきたい。</p> <p>《主な意見等》 ○台風の関係で確認である。この後，台風1 9号が本市へ接近してくる可能性がある。またそれに伴う被害も想定されるが，緊急で対応を図るものについては，個別に相談するというところでよいか。</p> <p>⇒台風1 5号による被害状況の把握については，防災安全部において被害額の把握など全庁の状況を取りまとめていただいた。台風1 9</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>号に係る予算措置については、防災安全部と調整しているが、復旧に要する予算額と被害額、予算額と予算対応方法など被害状況把握を行う中で、それをもとに対応を図っていく予定である。また、現計予算対応、補正予算対応、予備費充用の手法など、財政課に個別に相談いただきたい。</p> <p>○火災保険適用を受ける物件の取扱いについて確認したい。 ⇒現在、管財課から庁内に照会中である。これまでの例によると、一般財源その他雑入としての取扱いで決算における対応を考えている。</p> <p>〈結果〉 了承。</p> <p>(2) 報告・情報提供等 ア 市議会からの意見・要望等への対応について (説明者：企画政策部長)</p> <p>□企画政策部長から、資料に基づき概要説明が行われた。</p> <p>〈内容〉 各部局所管事業に関する市議会からの意見・要望等の内容確認のため、調査表の提出を依頼するとともに、対応の方向性に関する理事者判断が必要なものについては、別途、各部局で理事者調整の実施を依頼するもの。</p> <p>〈主な意見等〉 ○資料1(1)イについては、例えば3年前とか4年前の過去の意見・要望も記載されているのか。 ⇒記載していない。平成30年度の市議会から意見・要望があったものである。 ⇒平成29年度以前に市議会からあった意見・要望等については、各部局において進捗管理をしているという認識である。 ○今回の調査表の提出とともに、過去の帳票において棚上げになっているものについては、各部局で整理しておくなど、丁寧に扱っていただきたい。 ○平成29年度以前に市議会からあった意見・要望等については、提出するのか。 ⇒必要があれば、平成30年度の調査表に追加いただきたい。</p> <p>イ 藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p style="text-align: right;">(説明者：企画政策部長)</p> <p>□企画政策部長から、資料1～2に基づき概要説明が行われた。</p> <p>≪内容≫</p> <p>政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた取組として、「藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」を決定したので、各課への周知徹底を依頼するもの。</p> <p>≪主な意見等≫</p> <p>○資料2の1ページ分類別詳細の分類6(職員のみ)だけで構成されている審議会は、例えば具体的にはどのようなものか。</p> <p>⇒事故賠償審査会、例規審査会などである。</p> <p>○資料1の1ページ2(1)ウについては、女性登用比率は50%を目指すという意図か。</p> <p>⇒そのとおりである。女性登用比率とあるが、女性の比率が100%というのも好ましくないという意図である。</p> <p>ウ 風水害時における配備体制の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">(説明者：防災安全部長)</p> <p>□防災安全部長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>≪内容≫</p> <p>風水害時における市の配備体制について、昨今の気象状況を鑑み、ゲリラ豪雨等の突発的な風水害に対して迅速に対応できるよう、見直しを行うことから、各指揮本部へ周知するとともに、配備体制の見直しに伴う動員計画の修正を依頼することについて情報提供するもの。</p> <p>≪主な意見等≫</p> <p>○変更点で警報発表時の連絡配備とするとあるが、今までの自動参集との違いは何か。</p> <p>⇒従来は警報がでた時点で連絡会議員等が自動参集となり、連絡会議の設置後に、その会議で、配備体制を決めていたものである。タイムラグを無くしていくというところが大きな目的である。</p> <p>○その場合、連絡会議員の自動参集と連絡配備員の場合とどのくらい差があるのか。</p> <p>⇒動員人員数については、ほぼ変わらない。</p> <p>○警報発表時に連絡会議を開催しないで連絡配備体制となるのはよいが、大きな災害など直ぐに1号配備、2号配備の場合、連絡会議員の参集に1時間程度かかっている。ある程度集まったら開催する</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>とかなど、検討しているのか。</p> <p>⇒激甚災害や特別警報が発表になった際には、3号配備となり、自動参集となるため、一定の対応ができていているという認識である。</p> <p>○警報が発表された時点では、今までは連絡会議のメンバーである総務課課長などが参加している。見直し後は、警報発表と同時に連絡配備体制となり自動参集となるので、人数は大幅に増えるということによいか。</p> <p>⇒今回の見直しでは資料2ページの4において、各部局の状況に応じて動員計画の見直しについてお願いしている。連絡などに必要な最小限の人員体制に見直していただきたい。</p> <p>○台風19号が近づいており、部内周知のため確認するが、本日時点から変更されるのか。また、連絡会議員と連絡配備体制で対象者が変わるのか。</p> <p>⇒対象者は変わる。</p> <p>○資料7ページの建設4部指揮本部の主な対応について、大規模停電の際の応急交通対策（信号の滅灯対応等）とあるが、まず人員的に対応できない。水没による封鎖については対応できるが、これは何をすべきと解釈したらよいか。警察官なら手旗の権限がある。警察に情報伝達はできる。</p> <p>⇒危機管理マニュアルで、「警察と連携して対応する」としている。</p> <p>○状況に応じて警察と協議して、道路管理者としてやるべきことをやればよいということによいか。</p> <p>⇒そのとおりである。</p> <p>○東日本大震災の時には、送電ルートなどの状況で市民病院を含む送電ルートは復旧し、その他エリアは停電しているという状況があった。どこまで市で停電などの情報が必要かということもあるが、東京電力から送電ルートなどを教えてもらえるものなのか。また、報道で千葉県において発電機が使用できない問題があった。本市の発電機の状況はどうか。</p> <p>⇒停電情報については、東京電力の監視システムは、高圧線に係るエリアは把握できるが、低圧線部分や引き込み線の断線等の箇所については、東京電力でも把握できない。</p> <p>⇒発電機は、市内で約300機、避難施設や八部公園や秋葉台公園に備蓄している。発電機がない水害避難所に持ち込むことができるが、発電機は防水ではない。</p> <p>○停電となった場合、市民に貸し出すなどの対応や基準はあるのか。</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>⇒避難所での使用が優先だが、復旧してきて、仮に余裕がでてくれば、柔軟に対応できるものと考えられる。ペースメーカーなど生命に関わる状況があれば、貸し出すなど柔軟に対応したい。</p> <p>○資料7ページの資料作成について関係課と調整済か。</p> <p>⇒調整したものではない。簡潔に記載しており、足りないものがあれば、ご指摘いただきたい。</p> <p>○連絡配備の件については、職員への負担が大きくなるものと認識している。時代には合致していると思うが、土砂災害などのケースもあり、職員の負担への配慮は必要である。深夜対応などもあり各指揮本部において配備体制の見直しは必要である。</p> <p>エ 台風第19号接近に伴う対応について (説明者：防災安全部長)</p> <p>□防災安全部長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>《内容》 台風第19号について、本市にも、10月12日(土)から13日(日)にかけて、接近が見込まれていることから、今後の対応について情報提供するもの。</p> <p>《主な意見等》 ○停電の状況については、早期から情報の集約を図りたいが、東京電力でも詳細に把握しきれないこともあり、地域の市民から情報をもらうしかない。このことから各地区の自治連などには、台風に関する危機意識を共有しながら、停電などの情報提供についてお願いをしている。</p> <p>○様々な事情で避難所に参集できない職員がいて、バックアップの体制についても確認をお願いしたい。</p> <p>⇒了解した。</p> <p>○今回の台風については、風も雨も強いと予想されており、貯留管が、満管になると一気に水害が広がる。ピンポイントで被害が発生しそうなところは、防災安全部と緊密に情報共有及び対応ができるよう考えている。避難所にも連絡いただきたい。</p> <p>⇒了解した。</p> <p>オ 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の本市の対応について (説明者：防災安全部長)</p> <p>□防災安全部長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>《内容》</p> <p>中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の本市における防災対応と配備体制等について周知するもの。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>○前提として、業務継続をどうするか検討しておいてほしい。例えばエリア内の小学校、中学校、保育園、幼稚園や市民センターなど業務継続をどうしていくのか。地域への周知前に庁内的な課題整理について体系的に検討をしていただきたい。</p> <p>○資料10ページの配備体制比較表の変更後の上から2つ目の箇所 で本市に大津波警報が発表された際の配備体制が2号配備ということが理解できない。本市に大津波警報発表時は3号配備ではないか。</p> <p>⇒ご意見としていただく。その視点も踏まえ検討する。</p> <p>○目安として、いつ頃に変更となるのか。また、庁内の共有については、どのように考えているのか。</p> <p>⇒まず、先ほどの大津波警報発表時の配備体制については、3号配備に訂正する。次に配備体制がいつ頃変更になるかについては、規則改正は後になるが、本日からこの考え方で運用していきたい。</p> <p>⇒今回の修正については、各部局で地域防災計画の見直しをしており、市内企業等にも見直し内容について案内する予定である。その後、2月か3月に防災会議を開催し決定するという流れである。</p> <p>○いずれにしても全庁で同じ認識をもっていないといけないので、情報の周知徹底をしていただきたい。</p> <p>○まず資料にある「半割れ」などの状況をしっかりと認識する必要がある。職員が理解していないと先に進まない。勉強会などの実施もお願いしたい。</p> <p>○議題のウ、エ、オに係る対応については、報告・情報提供という内容ではない。しっかりと議題として議論すべきである。</p> <p>⇒災害対策本部会議で議論すべきという意見もある。一会議体として、議題として内容を詰めていきたいと考えており、検討をしている。どういう会議体がよいのかという点も踏まえ調整しており、ご意見も参考にさせていただきたい。</p> <p>カ 令和元年度 市民と市長との意見交換について (説明者：市民自治部長)</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>□市民自治部長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>《内容》</p> <p>今後実施する市民と市長との意見交換に係る概略（実施要領等）について情報提供するもの。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>○事務的な質問が出る場合もある。限られた時間でもあるので、制限するわけではないが調整いただきたい。</p> <p>⇒実務的なことを聞きたいという場合もある。その場合は回答いただきたい。</p> <p>○事務的な質問が出るということは、地域との関係性が築けていない面もあるのではないか。そのことを念頭に解消に向けて取り組んでいただきたい。また、各部局から意見交換に出席したいということがあれば、市民自治部へ相談することでよいか。</p> <p>⇒ぜひ、相談いただきたい。</p> <p>キ ふじさわ下水道フェア2019の開催について (説明者：下水道部長)</p> <p>□下水道部長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>《内容》</p> <p>2019年10月20日（日）に辻堂浄化センターにおいて「ふじさわ下水道フェア2019」を開催することについて情報提供するもの。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>なし。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 扶養手当に係る届出の徹底について (説明者：総務部長)</p> <p>□総務部長から、次のとおり口頭説明が行われた。※資料なし。</p> <p>○9月市議会定例会最終日の決算認定の討論の中で、職員扶養手当の誤支給について、3会派から厳しいご意見があった。その内容について説明をさせていただく。</p> <p>○扶養手当の誤支給については、決算委員会の歳入「地方譲与税以下」の審議の中で、その他雑入に扶養手当の過年度分の戻入として、13人分の1,020万円の歳入を計上していた。</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>○1,020万円の扶養手当の戻入の内容としては、妻の扶養の資格喪失、親の扶養の資格喪失の届け出がなされていなかったものである。内訳として13人のうち、資格喪失の事実の発生日が5年以上経過しているものが5人、4年経過しているものが2人であり、届け出をせずに長い年数経過している状況があった。この件は、昨年給与システムを更新したことで、税の扶養の届け出とデータ突合作業ができるようになり、調査した結果、発覚したものである。昨年の12月に判明し、その後返還に係る事務処理をしたものである。資格喪失の届け出については、職員個々が行うのは大前提だが、毎年届け出の遅れによって返納を求めるケースが一部発生しており、例年30万から40万の戻入があるが、今回は、1,020万円という非常に多額の戻入となったものである。</p> <p>○このような中、歳入そのものについては、決算委員会の人件費の中で本來說明があるべきではないかという指摘が委員からあり、討論のなかで3会派から厳しい意見があったものである。根本的な問題点は、職員個々が、支給要件等を確認の上、適正な届け出を怠っていたという点になる。</p> <p>○午後の総務主管者会議で、扶養手当など、職員手当に係る適正な届け出について説明するが、各部局においても、改めてこの件について所属職員に周知徹底していただきたい。特に、説明が不足していたという問題と5年以上経過している職員5人の返還分の取扱いについて指摘されているが、5年より古い部分については、請求権の時効の関係もあり、改めて法律的な取扱いを精査している。いずれにしても所属職員の届け出について、資格要件の確認をお願いしたい。該当しない場合は、速やかに届け出をするよう指導いただきたい。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>○時効分の請求権を失った金額を確認したい。また、発覚したのが昨年12月ということだが、昨年12月は保育課の件で、不適切な事務執行ということで内部統制においても再発防止に取り組んでいた時期である。公表していない理由があれば確認したい。</p> <p>⇒まず、5年より前の分については、概算で580万円である。次に昨年の12月に発覚した際の、保育課の内部統制の件が影響したのかは、タイミング的にはあったが、例年こうした届け出が遅れて、返納するというケースが数件あること、またシステムを入れ替えたことで突合できたことで判明したものであったことから、毎年日常</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>的に行っていた調査の結果と同様ということもあり、発表にいたらなかったものである。発表しなかった判断が適切だったかどうかは、今後改めて検証する必要があると考えている。</p> <p>○例年ある案件だから公表しなかったということだが、時効分の請求権が取り返せないということであれば、介護保険の件もある中で、今後どのように考えているのか。</p> <p>⇒今回議会からの指摘を受けて、全容解明を求めのご意見もいただいているので、今後の対策も含め整理された段階で、議会側に説明することを考えている。現時点では具体的には申し上げられないが、いずれにしても今後については、改めて説明していきたいと考えている。</p> <p>○子ども青少年部では、昨年の件を受けて、2度と起こさないという固い決意で取り組んでいるが、そういう意味では総務部として全職員に対しての意思表示などについてはどう考えているのか。</p> <p>⇒まずは、職員、個人個人が適切に届け出をしてもらうということが大前提であり、そのことについては午後の総務主管者会議において説明させていただくが、年度の切り替えの機会などを捉えて、職員への周知を徹底させていきたい。また、例年組合からの扶養状況の調査や職員課からも通知をしている状況である。総務部としては、そうした取組を周知徹底していきたいと考えている。</p> <p>○対象者は、申告をうっかり忘れていたのか、悪意があったものなのか。今後も徹底をすと言っても、悪意があったときに、現システムの中で確認できるものなのか。申告を指導したとしても、本人が意図的では確認が難しいのではないか。</p> <p>⇒対象職員には、個々に確認しており、本人は申告していたつもりだったとか、失念をしていたということであり、悪意があったかの確認、立証はできない状況である。今後の対応については、税の扶養データと突合できるようにしたので、それで補足できるのではないかと認識している。</p> <p>○税の扶養と扶養手当の扶養とは違うものであるが、制度としては分かりにくいところがある。再発防止の意味でも、具体的にケースを示した方がよいのではないか。また、通勤手当に係る申告についても確認をする必要があると考えており、新たな防止策では、通勤手当についても対象としていただきたい。意見である。</p> <p>⇒税情報は、市民税の情報ではなく、年末調整のための扶養控除申告書データとの突き合わせである。</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>⇒税申告も扶養控除申告も、本人の自主性に頼っている部分があり、限界がある。</p> <p>○事務処理の問題としては、リスクがあるということをしつかりと認識しなければならない。所属長が管理できている手当と、そうじゃない手当がある。扶養の有無や同居かどうか、家族の収入とかについてはわからないということである。そういった意味では去年の12月にそういう案件が判明した時に、内部統制的にはこういうことが大きなリスクになるということが共有できていなかった。共有できていなかったことについては、改めて検証する必要がある。通勤手当は所属においてチェックできるが、扶養手当は所属でチェックができない。職員本人に対して、どのように制度周知を図るのか、申告に係る事務手続きに関する知識を職員に持ってもらうための取組など、組織的に対応しなければならない。検証の中で改めて視点として捉えていただきたい。結果として請求できないものが出ている以上、個々の手続きとしては、正しい事務をしても、結果として、請求できないものが存在しているということについて、手続きが正しいからといって市民からは理解されない。その点も踏まえ、今回の事案にどう対処すべきだったのか検証すべきであり、全庁で共有すべき課題である。そのうえで個々の責任領域をどういうふうに整理していくのかなど、制度として組み上げていかなければならない。しっかりとそういうことをしないと防げない。今回のことは、内部統制のリスク事案としては、重要な案件として総務部には内部統制の視点も含め課題として取り上げていただきたい。リスクの認識と対応と情報提供の時期も含め、しっかりと検証し、反省すべき点は反省し取り組んでいただきたい。</p> <p>(2) マイナンバーについて</p> <p>○マイナンバーのeラーニングについて、IT推進課から受講状況の発表があった。受講率が100%の課もあれば、0%の課もある。業務多忙は理解するが、受講期間も限られているのでしっかりと取り組んでいただきたい。</p> <p>○マイナンバーの申請に係る文書が共済組合から届いているが、公務員のマイナンバーカード取得については、庁内で共通認識があったのか。確認である。</p> <p>⇒新聞報道があったことは認識している。職員個々には、共済組合から通知がきたものである。</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>⇒共済組合から職員個々に通知がきたことによって、集中してマイナンバー発行の事務が発生することが想定されるため、その対応について窓口センターで検討している状況である。対応等方針が決まり次第、ポータルなどでお知らせする。</p> <p>(3) ノーベル化学賞受賞者について</p> <p>○ノーベル化学賞の受賞者が本市在住者であるということが、昨日報道があった。「ぜひ受賞をお祝いしたい」という市長の意向もあり、祝電のような決まったもの以外にも、何ができるか検討している。予算措置も必要となるものとか、歩道橋への横断幕の設置など検討しているので、秘書課から依頼があった場合はご協力いただきたい。</p> <p>5 閉会</p>
------------	--